

[理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類]

理事、監事及び評議員の報酬等について

- 1 理事及び監事の報酬については、公益財団法人日本調停協会連合会定款第30条「(役員
の報酬) 理事及び監事は、無報酬とする。」に基づき報酬は支給しない。
- 2 評議員の報酬については、公益財団法人日本調停協会連合会定款第16条「(評議員
の報酬) 評議員は無報酬とする。」に基づき報酬は支給しない。